三　外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社（中小企業者が前二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外国法人等をいう。以下この条において「子会社等」という。）又は子会社等及び当該中小企業者が所有する関係

四　次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等の役員等の総数の二分の一以上を、子会社等又は子会社等及び当該中小企業者の役員等又は職員が占める関係

イ　当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該中小企業者が所有していること。

ロ　子会社等又は子会社等及び当該中小企業者の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が、当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の二十以上、百分の四十未満であって、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

（法第十二条第一項の経済産業省令で定める金融機関）

第三条　法第十二条第一項の経済産業省令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　信用金庫及び信用金庫連合会

二　信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会

三　労働金庫及び労働金庫連合会

四　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）

五　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

六　農林中央金庫

七　株式会社商工組合中央金庫

八　株式会社日本政策投資銀行

（法第十二条第一項の経済産業省令で定めるもの）

第四条　法第十二条第一項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）

二　外国の政府、政府機関又は地方公共団体が主たる出資者となっている金融機関（前号に掲げるものを除く。）

附　則

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。

○経済産業省令第六十号

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十五条第一項の規定に基づき、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十五条第一項の経済産業省令で定める金融機関等を定める省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行規則

（法第十五条第一項の経済産業省令で定める金融機関）

第一条　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第十五条第一項の経済産業省令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　信用金庫及び信用金庫連合会

二　信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会

三　労働金庫及び労働金庫連合会

四　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）

五　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

六　農林中央金庫

七　株式会社商工組合中央金庫

八　株式会社日本政策投資銀行

（法第十五条第一項の経済産業省令で定めるもの）

第二条　法第十五条第一項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）

二　外国の政府、政府機関又は地方公共団体が主たる出資者となっている金融機関（前号に掲げるものを除く。）

附　則

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。

○経済産業省令第六十一号

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行に伴い、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条中「経営革新関連保証及び同条第四項」を「経営革新関連保証及び同条第三項」に、「同法第二十三条第一項」を「並びに同法第二十六条第一項」に改め、「並びに法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第二項に規定する承認経営基盤強化計画に従つて行われる経営基盤強化事業に係る保証」を削る。

第九条中「第十三条第一項に規定する経営革新関連保証及び同条第三項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証、同法第二十三条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、「並びに法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第二項に規定する承認経営基盤強化計画に従つて行われる経営基盤強化事業に係る保証」を削り、「地域産業資源活用事業関連保証」の下に「（同条第二項に規定する海外地域産業資源活用事業関連保証を除く。）」を加え、「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する農商工等連携事業関連保証」を削る。

第十条中「、法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第二項に規定する承認経営基盤強化計画に従つて行われる経営基盤強化事業に係る保証」を削る。

附　則

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。